

(会ろー12-B)

令和4年6月29日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 松川充康

最高裁判所事務総局経理局主計課長 真鍋浩之

最高裁判所事務総局経理局管理課長 増子政恵

エネルギー価格の上昇に伴う各種取組について（事務連絡）

現在、経理局では、物件費の最適化に向けた取組を進めておりますが、この取組は、職員の執務環境等の整備を前提とした上で進めるべきものであり、この点は、昨今の国際情勢に起因するエネルギー価格上昇の局面においても変わることはありません。

原油等のエネルギー価格の上昇に伴い光熱水料の高騰が続いているが、経理局においては、そのために必要な予算の確保に向けた対応を検討しているところであります。職員の執務環境等の維持につき御配慮いただくとともに、光熱水料の過度な抑制を目的とした空調の間引き運転等を行うことのないよう、よろしくお願ひいたします。

夏季の省エネルギーの取組については、政府において、「2022年度の電力需給に関する総合対策」（電力需給に関する検討会合決定、別添1）及び「夏季の省エネルギーの取組について」（省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定、別添2）の各決定がされており、電力需給は非常に厳しい見通しとなっております。裁判所も国家機関の一つとして、各決定にある取組に協力していく必要があ

ることはいうまでもありませんが、この協力は、職員の執務環境等の整備を前提とした上で行うべきものであり、各庁におかれでは、現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組も踏まえつつ、今夏の省エネルギーへの取組を御検討いただきますようお願ひいたします。

なお、具体的な節電の取組に当たっては、使用していない部屋の照明を消灯する、必要性の低い液晶モニターや暖房便座などの使用を停止する、コロナ対策としての必要以上の窓の常時開放を防止するなど、各庁において無理のない範囲での取組を求めるものであり、繰り返しになりますが、過度な節電により執務環境が悪化することのないよう御留意ください。